

Title	十六世紀フランスにおける寛容に関する諸概念について(上)
Author(s)	和田, 光司
Citation	聖学院大学論叢,17(3) : 127-134
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=126
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

十六世紀フランスにおける寛容に関する諸概念について（上）

和田 光 司

Ideas of Tolerance in Sixteenth Century France

Mitsuji WADA

This paper intend to revise ideas of tolerance in sixteenth century France. Discussions of tolerance have always caused confusion due to the fact that there has been no discernment between historical ideas, i.e., those used, in fact, in the early modern France, and analytical ones used by later writers and scholars. Furthermore, the latter have never been neutral. This paper, influenced by two previous studies, attempts to reconstruct the history of these ideas, starting with the analyses of "Clémence" and "Tolérance".

はじめに

「寛容」(トレランス, *tolérance*) は現代の多元主義的思潮においても重要な論題である。しかし、従来の寛容史研究においては、過去の寛容思想、あるいはその実践を分析・著述するのに際し、寛容概念の歴史性についての認識を曖昧にしたままで、現在の肯定的価値としての「寛容」の語が無批判に用いられるのが常であった。そのためいわゆる学術的な分析的概念としての「寛容」と、歴史的概念としての「寛容」との間に混同が生じていた。また学術的用語としても、イデオロギー的性格が強く、加えて誰のどのような概念であるかという定義が問われることもほとんどなく、極めて曖昧なものに止まっていたと思われる。こうして寛容史の叙述を巡り、二重の混乱が生じていたのである。

それまでは否定的に見られていた「トレランス」の語が、十七世紀末にジョン・ロックとピエール・ベールという2名の哲学者により近代的徳目に変化したことは、広く知られている。しかし十七世紀以前に、非主流宗派の一時的、あるいは永続的許容についての言説がどのような概念によって構築されていたのか、また「トレランス」の語は具体的にどのように使用されていたのかといった問題については、ほとんど明らかにされることはなかった。このような状況に衝撃を与えたのは、奇しくも同じ1984年に発表された二つの研究である。アメリカの言語学者ウィリアム・H・ヒュー

Key words; Tolerance, Castellion, Protestant, Clemency, Persecution

ズマンは、16世紀中期のフランスにおける「トレランス」の語の具体的使用法を明らかにする⁽¹⁾。この研究は、翌年のナント王令廃止300周年の機会にジャン・ドリュモーによってフランスに紹介され、広く寛容概念の歴史性への関心を引き起こすことになった⁽²⁾。一方、スイスの宗教史家マリオ・チュルケッティは、それまで「寛容」の一語で括られてきた16世紀の諸思想の中に、「寛容」(トレランス)と「一致」(コンコルド, concorde)という異なる思想類型を見出す⁽³⁾。この研究は厳密には歴史的概念を扱ったものではなかったが、この分野の研究にとっても大きな刺激となった。フランスでは彼の研究は徐々に紹介され、特に1993年より関心が高まり、1998年のナント王令400周年祭の学術的側面に大きな影響を及ぼした⁽⁴⁾。

本論では、両研究を紹介しつつ、十六世紀の非主流宗派の許容に関する諸概念について、整理を試みたものである。当然ながら、この研究を網羅的に行おうとすれば、大変な労作になるであろう。この小論ではいくつかの要点に絞って考察を試みたにすぎない。

十六世紀前半のフランスは王権が比較的安定しており、この時期には、異端とされたカルヴァン派への迫害停止と許容、またプロテスタント内部での非主流派への対応が主要な論点となった。1559年のアンリ2世の死を境に、宗教的政治党派が台頭し、フランスは政治的な混乱期に入る。国内の再統一が主要な論点となり、政治と宗教の区別を説き王権を擁護する、法学者を中心としたポリティーク派が現れる。本稿でも扱うジャン・ボダン、エチエンヌ・パキエ、ミシェル・ド・ロピタルなどはこの派に属する。このように十六世紀のフランスは前半と後半とで様相が異なり、いわゆる寛容に関する諸概念を考える際にも、この時代差は十分考慮する必要がある⁽⁵⁾。

史料として用いたのは、まず十六世紀フランスの代表的な寛容論と一般に見なされている著作。具体的には、A：セバスチャン・カステリオンの手による『異端論』(1554, ラテン語版, 仏語版)及び『悩めるフランスへの忠告』(1562)⁽⁶⁾。B：ジャン・ボダンの『国家論』(1576, 特に宗教政策に関する第4部, 第7章)及び『ヘプタプロメーレス(七賢人の対話)』(遺稿, ラテン語版及び十七世紀初期の匿名による仏語訳版, 特に宗教共存に関する最終部)⁽⁷⁾。C：匿名の『親裁顧問会議の王侯貴族への忠告』(1561, 一般にエチエンヌ・パキエの作と考えられることが多い)⁽⁸⁾。D：大法官ミシェル・ド・ロピタルの代表的な演説(1560, オルレアン全国三部会, 1561, ポワシー会談, ポントワーズ全国三部会)や国王宛覚書(1570『戦争と平和の目的』, 1568『平和の理由と許容についての論説』)などである⁽⁹⁾。第二に、ナント王令などの宗教戦争期の平和王令⁽¹⁰⁾。第三に、ナント王令後に出されたこの体制に関する王権側の弁証的諸論考。第四に、近世フランスの代表的なフランス語辞典。具体的には、ロベール・エチエンヌ(1549)⁽¹¹⁾、ジャン・ニコ(1606)⁽¹²⁾、ヴォージュラ(1647)⁽¹³⁾、リシュレ(1680, 及び第4版1719[1709])⁽¹⁴⁾、フルチエール(1690, 及び第2版1702[パナージュ・ド・ボーヴァルによる改訂])⁽¹⁵⁾、ジル・メナージュ(1694)⁽¹⁶⁾、アカデミー・フランセーズ(1694, 及び第3版1740)⁽¹⁷⁾、トレヴー(1771)⁽¹⁸⁾、百科全書(1751-1772)⁽¹⁹⁾などである(エチエンヌに関しては、1561年版の仏羅辞典も用いた)。

1. クレマンズとドゥスール

まずトレランスに先立ち、クレマンズ (clémence, ラテン語ではクレメンティア, clementia) について述べることにする。この語は日本語への翻訳において一般に「寛容」と訳されるため、トレランスと混同されることが多く、この場で整理を与えておくことも無駄ではないだろう⁽²⁰⁾。クレマンズとは何か。近世フランスの主要な辞典によれば、それは上位者、特に君主による、為すべき処罰を軽減あるいは免除しようとする態度である。これだけ見れば後に述べる同時代のトレランスと類似している点もあるが、クレマンズは「徳」であることが決定的に異なる。対象について、特に敗者や、君主への非礼を行った者が言及されていることは、この徳としての性格をよく示している(アカデミー、トレヴー、フルチエール、リシュレ、百科全書)⁽²¹⁾。

クレマンズと宗教問題との関わりであるが、結論を先に述べれば、全く無関係ではないにせよ、この概念が近世フランスの非主流派宗派の許容において中心的役割を担ったとは考えにくい⁽²²⁾。まず、クレマンズで注目に値するのは、若き日に『セネカ「寛容論」注解』(1532)を書いたジャン・カルヴァンであろう。しかし、彼の興味はいわゆる人文主義的な文芸に関するものであり、同時代の宗教迫害への関心は見られない⁽²³⁾。後に『キリスト教綱要』(1536)のフランソワ1世への序文において、フランスにおける宗教迫害の停止を要請するが、そこで中心となるのは「真の宗教の擁護」であり、クレマンズの語が用いられてはいるものの、この議論の根幹に位置するわけではない⁽²⁴⁾。

おそらく16世紀において最も問題となるのは、セルヴェトゥス事件をめぐってカルヴァンと対立したカステリオンの用例であろう。一般にクレマンズについて重要であるのは douceur (ドゥスール、優しさ)との関係である。辞典においてもクレマンズは、「douceur」(エチエンヌ)⁽²⁵⁾、「douceur へ向かう徳」(リシュレ、百科全書 シャロンの引用)、あるいは「敗者を doucement (手柔らか)に扱うこと」(フルチエール)と定義されている。クレマンズは douceur という徳の下位概念であり、これが処罰という局面において現れたものと解することができよう。このことはカステリオンの著作においても確認できる。まず異端迫害の停止を訴える『異端論』であるが、これは偽名による自筆の部分と他の著者の作品からの引用部分とからなる。自筆部分では、最も言及されている徳はドゥスールで、計17回。続いてクレマンズが16回。その他 ^{ミゼリコルド}miséricorde (憐れみ) と ^{ベニニテ}bénignité (親切) の7回、^{シャリテ}charité (愛) の6回、^{パシアン}patience (忍耐) の5回が続く。そしてクレマンズの16回のうち、8回はドゥスールとの併記である。他者からの引用部分でも、ドゥスールが23回、クレマンズが7回(うち4回がドゥスールとの併記)、^{クリュオーテ}équité 5回となっている。クレマンズはドゥスールに対して二次的・補完的に用いられているにすぎないのである。そしてこれらの徳に対立する悪徳であるが、^{ヴィオランス}cruauté (残忍さ) が突出した印象を与えており、(自筆部分39回、引用部分22回)これに ^{ヴィオランス}violence (暴力) が続く(自筆部分8回、引用部分9回)。このように、少なくとも徳に関しては

cruauté / douceur (+ clémence) が『異端論』の基本形となっている(補注参照)

十六世紀後半の騒乱期に入ると、王権の弱化もあり、個人的徳についての言及は少なくなる。象徴的であるのはカステリオンの変化である。『悩めるフランスへの忠告』では、悪徳の violence が 22回、cruauté が 7回を数えるのに対し、徳目は十種以上出ているにもかかわらず débonnaire (温厚) が最多の 3回で、douceur も 2回しかない。決定的な徳がなく、断片的でまとまりのない印象が残る。これは君主の個人的力量に依存できないフランスの状況の反映と解釈することも可能かもしれない。ポリティーク派については、ボダンの『ヘプタプロメーレス』最終部もバキエも様々な徳を述べているが決定的という程ではなく、カステリオンと同じく分散した印象である。ロピタルのオルレアン三部会とポワシー会談での演説では、例外的に個人的徳が強調されている(douceur 4回、bénignité 2回、patience, charité 1回)。平和王令の序文においても、douceur を中心として一月王令(douceur, bénignité, clémence), アンボワーズ王令(douceur), ブーローニュ王令(douceur), ベルジュラック王令(bénignité, miséricorde)⁽²⁶⁾, ナント王令(patience)⁽²⁷⁾などに個人的徳が見られるが、全般的に時代が進むにつれ印象が薄い。ナント王令後の 4種の弁証論(後述)でも個人的徳への言及はあまり見られないが、匿名の『平和王令の遵守による国家の一致について』(1599)⁽²⁸⁾では例外的にその記述が存在し、douceur が 6回、クレマン스가 4回語られている(patience^{パンアンス}も 7回語られているが、これはナント王令後の新たな状況として後述する)。このクレマン스는王による宗教戦争での諸活動の免責に関するものであり、宗教の容認には用いられていない。

以上のように、十六世紀後半においても中心的な個人的徳は douceur といえそうである。この時代になると後述する集合的徳の方が前面に押し出されるようになり、個人的徳は副次的なものにすぎなくなる。上記の様々な用例においても、個人的徳は、あくまでも集合的徳に益するがゆえに言及されているのである。douceur が用いられ続けたのは、それが君主の徳に止まらず、水平的な徳でもあったからであろう⁽²⁹⁾。ちなみに douceur にはラテン語に直接的な対語がなく⁽³⁰⁾、極めてフランス的な概念といえる。douceur については今後の研究の余地がある。

2. トレランス

古代よりすでにラテン語の動詞^{トレロー}tolero, 及び名詞形の^{トレランティア}tolerantiaが存在したが、これは「肉体的・精神的苦痛に耐えること、忍耐」を意味し、主として医学や哲学の文脈で使用された。ただしこの意味では、^{フェロー}fero, ^{ベルフェロー}perfero, ^{パティオル}patiorといった語の方がより多く使用されている。toleroや tolerantia は中世を通じて同様に使用される。tolero に関しては宗教的文脈でも用いられたが、それは例外的であった⁽³¹⁾。このラテン語から同じ「苦痛に耐えること」を意味するフランス語の動詞^{トレレ}tolérerと名詞^{トレランス}toléranceが派生した。グレマスとキーンによれば14世紀後期には既にその使用が見られるという⁽³²⁾。特に注意すべきことは、これらの語の使用例が17世紀後半まで非常に少ないことで、この点に関し

て研究者の見解は一致している³³⁾。

フランス語においては「苦痛に耐えること」から「大目に見ること」の意味が派生し、16世紀にはこの意味での宗教への適用も一般化した³⁴⁾。その具体的な使用法を分析したのが、前出のヒューズマンである³⁵⁾。彼は特に1559年から1565年にかけてのプロテスタントの容認問題についてのパンフレットを分析したが、その研究は極めて手堅く、信頼に足るものと考えられる(カステリオン『悩めるフランスへの忠告』、パキエ『親裁顧問会議の王侯貴族への忠告』も対象に含まれている)。ここでその分析結果を紹介しよう。まず第一に、当時のトレランスは上の権力者から下の臣民へ向けられた垂直的なものであり、今日一般に考えられているような水平的な関係ではなく、また個人の信仰の自律性を前提にしたものでもない。第二に、この時期にtolérant (トレランスのある(人))やintolérant (トレランスのない(人))といった主体の性格を規定する派生語は現れていない。トレランスは未だ態度や心理状態ではなく、また倫理や哲学的原則でもない。それは、公的になされる具体的・個別的「処策」である。

第三に、否定的ニュアンスである。ヒューズマンによれば、トレランスの宗教的用法の意味は、「誰もが認めるある明白な悪に対して、本来法的権威が為すべき処罰を意図的に差し控えること」である。宗教問題に特化してはいないが、当時の通念で異端が悪と見なされたため、これに適用されたのである。トレランスの語は対象が悪であることを意味し、よってトレランスという行為それ自体も、本来望ましがらざるものというニュアンスを帯びた³⁶⁾。当時 maison de tolérance(トレランスの家)とは「娼家」を意味した。また tolérable(許容しうる)と intolérable(耐えがたい)の両形容詞が派生したが、後者の用例の方が圧倒的に多いことも、この否定的性格を物語っている。

第四に曖昧さである。処罰の意識的な拒絶は、あたかも合法性を与えたかのような外見をもたらし、ここから曖昧さが生じた。明瞭な承認でも否認でもない、それらの中間状態である。つまり異端の問題について言えば、当時の用法において、tolérerや類似する endurer, souffrir といった言葉は、一方で過激派カトリックの主張する abysmer, exterminer(滅亡させる), punir(罰する), réprimer(譴責する), sévérité(厳しさ), rigueur(厳しさ)といった否定的な言葉と対立関係にあり、もう一方で積極的な許容を示す ayder(援助する), favoriser(優遇する)といった言葉とも対をなしていた。

第五に使い手である。悪を対象とする否定的性格のため、当事者のプロテスタント、及び彼らを認めようとする穏健派カトリックは、tolérerやtoléranceの語を類似語のendurerやsouffrirと共に避けようとした。むしろ彼らはより積極的な容認を表すpermettre(許可する)やその名詞形permission(許可)を用いようとする。これらの語はトレランスと同じく権力者側からの行為を表したものであるが、善悪とは関係なく中立的であった。法的ニュアンスがより強く、個々の具体的権利の公的承認を意味し、この場合にはプロテスタントがアンシャンレジームという社会システムの中に公的に組み込まれることを意味した。一方tolérerは、処罰の停止を越えた積極的方策の有無

に関しては不明瞭であった。

トレランスを用いたのは過激派カトリックの側であり, *tolérer* はできないという否定的用法が主であった。*tolérer* と共に *endurer*, *souffrir* も用いられたが, これらの語の間に本質的相違はなく, *tolérer* が特別な位置を占めていたわけではなかった⁽³⁷⁾。いずれにせよ, 十六世紀中期において, *tolérer* や *tolérance* はどちらの側にも受け入れられていなかったのである。

以上のようなヒューズマンの説は, ボダンの『ヘプタプロメーレス』最終部(仏訳)やロピタルにも妥当するものである。両者ともに *permettre* は用いるが, *tolérer* は用いていない。カステリオンの『異端論』においても同様である⁽³⁸⁾。

注

- (1) William.H.Huseman, «The Expression of the Idea of Toleration in French during the Sixteenth Century», *Sixteenth Century Journal*, XV, 3, 1984, pp.293-310.
- (2) J.Delumeau, «La difficile émergence de la tolérance», *La Révocation de l'Edit de Nantes et le protestantisme français en 1685*, R.Zuber et L.Theis éd., Paris, Société de l'histoire du protestantisme français, 1986, pp.359. 翌年, ヒューズマンの論文はフランスの言語学の雑誌に再録された。W.H.Huseman, «A Lexicological Study of the Expression of Toleration in French at the Time of the Colloquy of Poissy (1559-1565)», *Cahiers de l'exicologie*, 48, 1986-1, pp.89-109.
- (3) Mario Turchetti, *Concordia o tolleranza ?* F.Bauduin e i Moyenneurs, Genève-Milano, 1984.
- (4) Ibid., «Une question mal posée : «Concorde ou tolérance ? » de 1562 à 1598», *Revue historique*, 556, 1985 octobre-décembre, pp.341-355 ; «Une question mal posée : Erasme et la tolérance : l'idée de Syngktabasis», *Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance*, 53, 1991, pp.379-395 ; «Religious Concord and Political Tolerance in Sixteenth- and Seventeenth- Century France», *Sixteenth Century Journal*, 22, 1991, pp.15-25 ; «Une question mal posée : la qualification de perpétuel et irrévocable appliquée à l'Edit de Nantes (1598)», (conférence, 1992), *Bulletin de la société de l'histoire du protestantisme français* (B.S.H.P.F.), t.CXXXIX, 1993, pp.41-78.,etc.
- (5) フランス十六世紀のいわゆる寛容史については, 以下の書を参照。J.Lecler, *Histoire de la tolérance au siècle de la Réforme*, Paris, 1994, rep., L.VI, (version originale, 1554) ; Guy Saupin, *Tolérance et intolérance de l'édit de Nantes à nos jours*, Apogée / P.U.de Rennes, 1998 ; H.カメン, 成瀬治訳『寛容思想の系譜』平凡社, 1970年 ; 二宮敬「フランス・ルネサンスの寛容論とその背景」, 『フランス・ルネサンスの世界』筑摩書房, 2000年, 125 - 180頁。
- (6) Sébastien Castellion, S.van der Woude éd., *De haereticis an sint persequendi*, Genève, Droz, 1954; E.Choisy éd., *Traité des hérétiques*, Genève, A.Jullien, 1913 [セバスチャン・カステリョ, 出村彰訳「異端は迫害さるべきか」(抄訳), 『宗教改革著作集10, カルヴァンとその周辺』教文館, 1993年, 37 - 103頁] ; *Conseil à la France désolée*, Genève, Droz, 1967 [二宮敬訳「悩めるフランスに勧めること」, 『ルネサンス文学集』, 筑摩書房『世界文学大系』第74巻, 1964, 275 - 311頁]。『異端の不処罰について』(遺稿, ラテン語版, 仏語版)及び『カルヴァン駁論』(執筆1554, 出版1612, オランダ)は一般向けの寛容論の論述ではなく, 参考にした(B.Becker et M.Valkhoff éd., *De l'impunité des hérétiques : De haereticis non puniendis*, Genève, Droz, 1971 ;E.Barilier trad., *Contre le libelle de Calvin*, (Contra libelle Calvin), Genève, Zoé, 1998)。
- (7) Jean Bodin, *Six livres de la République*, (10^e version, Lyon, 1593), 6 vol., Paris, Fayard, 1986 ; *Colloquium Heptaplomeres*, Stuttgart, Friedrich Frommann, 1966, pp.352-358 ; F.Berriot éd., *Colloque entre sept scavans qui sont de differens sentiments*, traduction anonyme au début du XVII^e siècle, Genève, Droz, 1984, pp.560-569.

- (8) «Exhortation aux princes et seigneurs du conseil privé du roi», Estienne Pasquier, D.Thickett éd., Ecrits politiques, Genève, Droz, 1966, pp.23-90.
- (9) «Harangue à ouverture de la session des états généraux à Orléans, le 13 déc. 1560», P.J.S.Du Fey et De L'Yonne éd., Oeuvre complète de Michel de l'Hopital, chancelier de France, 4 vol., Paris, Bonillard, 1829, t.1, pp.375-407 ; «Harangue sur le fait de la religion, en la ville de Poissy, à l'assemblée des prélats de France, faite audit lieu», t.1, pp.469-479 ; «Harangue à l'assemblée des états généraux, à St.Germain en Laye, le 6 août 1561, t.1, pp.441- 453 ; «Mémoire adressé à Charles IX et Catherine de Medicis, intitulé :Le but de la Guerre et la Paix, ou Discours pour exhorter Charles IX à donner la paix à ses sujets», 1570, t.II, pp.167-210 ; «Discours des raisons et permissions de la paix en l'an 1568», t.II, pp.217-252.
- (10) A.Stegmann, Edit des guerres de religion, Paris, Vrin, 1979.
- (11) Robert Estienne, Dictionnaire françois-latin, Paris, 1549 ;Robert Estienne, Dictionarium Latinogallicum, 3^e éd., Paris, Charles Estienne, 1561, (1^{ère} éd., 1544 ; 2^e éd., 1546).
- (12) Jean Nicot, Trézor de la langue françoise, Paris, David Douceur, 1606.
- (13) Claude Favre de Vaugelas, baron de Pérogés, Remarques sur la langue françoise, Paris, Augustin Courbé, 1647.
- (14) Pierre Richelet, Dictionnaire françois, Genève, J.-H.Widerhold, 1680, (2^e éd., 1681, Lyon; 3^e éd., 1685, 1693 et 1694, Genève ;1706, Amsterdam) ; Le nouvel dictionnaire françois de Pierre Richelet, (4^e éd.), Lyon, Jean Baptiste Girin, 1719 [第4版はまず1709年にアムステルダムで出版され, 1710年, 1712年にも続けて出版され, 1719年にリヨンとルーアンで出版された。本稿ではリヨン版を用いた], (5^e ed., 1728, Paris, Lyon ;6^e éd., 1759, Lyon).
- (15) Antoine Furetière, Abbé de Chalivroi, préface par Pierre Bayle, Dictionnaire universel, La Haye et Rotterdam, Arnold et Reinier Leers, 1690, 3vol., in fol., (et 1694, 1 vol.) ; 2^e éd., éd. par Basnage de Beauval, 1701, 3 vol., (et 1702, 2vol., 1708, 3vol.) ; 3^e éd., 1727, éd. par M.Brutel de La Rivière, La Haye ;1732, Paris). この辞典にはページ数がない。
- (16) Gilles Ménage, Dictionnaire étymologique ou origines de la langue françoise, nouvelle éd., 1694.
- (17) Dictionnaire de l'Académie françoise, Paris, la Veuve Jean Baptiste Coignard et Jean Baptiste Coignard, 1694, 2 vol. in fol., (2^e éd., 1718, Paris, J.B.Coignard, fol., [1786, Nimes; 1786, Paris; 1793, Lyon] ; 3^e éd., 1740, Paris, J.B.Coignard, fol. ; 4^e éd., 1762, Paris, Brunet, fol. ; 5^e éd., 1798, Paris, Smits, 4^e et fol.).
- (18) Dictionnaire universel françois et latin, vulgairement appelé Dictionnaire de Trévoux, nouvelle éd., Paris, Compagnie des libraires associés, 8 vol., 1771, (1^{er} éd., 1704 ; 2^e éd., 1721)[以後 Trévoux と略].
- (19) D.Diderot et J.Le Rond d'Alembert éd, Encyclopédie, 1751-1772, (Readex Rp., N.Y., 1969).
- (20) クレマンスを「寛仁, 寛大」と訳すべきという意見もある(久米あつみ「カルヴァンと寛容()」, 『ふらんす手帳』東京女子大学独仏研究室, 3, 1974年, 65頁)。
- (21) Furtière, op.cit., 1690, t. I; Richelet, op.cit., 1680, t. I, p.143 ; Académie françoise, op.cit., 1694, t. I, p.197; Trévoux, t. II, p.633; Encyclopédie, t. III, pp. 521-522, (Rp.,t.I,p.613).
- この語は「生殺と奪の持つ者にしか用いない」(アカデミー)という指摘もある。「寛容な」という形容詞の男性型(クレマン, clément)は存在するが, 女性型(クレマント, clémente)は存在しないという辞典の記述は, この徳の男性的性格をよく示している(フルチエール第二版, トレーヴ)。
- (22) トレランスに変化が現れた十八世紀初頭の辞書においても, クレマンスに関しては変化が見られない。
- (23) F-L.Battles et A.M.Hugo éd., Calvin's Commentary on Seneca's De Clementia, Leiden, 1969 ; P.L.Vaillancourt, «Clémence et tolérance dans quelques traités politiques à l'automne de Renaissance», Naissance et affirmation de l'idée de tolérance (XVIe et XVIIe siècle), M.Péronnet éd., U.de Montpellier III, 1988, p.123; 久米あつみ「カルヴァンと寛容」, 『ふらんす手帳』, 2, 1973年, 79頁。
- (24) Christianae religionis institutio, P.Barth et W.Niesel éd., Opera selecta Calvini, 5 vol., Munich, 1928-1936, t. I, p.21.

- (25) Estienne, *op.cit.*, latinogallicum, p.234. フルルチエールは *traitter doucement* (手柔らかに扱う) と述べている (Furtière, *op.cit.*, 1690, t. I)。
- (26) Stegmann, *op.cit.*, pp.8, 32, 33, 86, 131.
- (27) R.Mousnier, *L'assassinat d'Henri IV*, Paris, 1964, p.295.
- (28) *De la concorde de l'Estat.Par l'observation des Edicts de Pacification*, Paris, Pierre De-Label, 1599.
- (29) Académie, *op.cit.*, 1740, t. I, pp.529 et 527.
- (30) しばしば *lenitas* や *mansuetudo* に訳される。リトレによれば、仏語の *mansuétude* はより文学的で、*平静さ*(*sérénité*)と*平等*(*égalité*)に基づくところが *douceur* と異なる (E.Littré, *Dictionnaire de la langue française*, Paris, 1877, 5 vol., t. III, p.431)。
- (31) この段落は主に以下の書による。Huseman, *op.cit.*, 1984, pp.309-310 ; Delumeau, *op.cit.*, pp.359-362; Lecler, *op.cit.*, pp.9-10 ; Lewis and Short, *A Latin dictionary*, Oxford, 1987, p.1876; Estienne, *latinogallicum.*, p.1317. *tolero* には、古代よりもう一つの名詞形 *toleratio* が存在し、*tolerantia* と同様の意味を有していた。ヒューズマンによれば、中世後期になって教会法の用語として *toleratio* を中心に「特別な権利や免除」といった意味が成立した (ルクレールは宗教的用法に名詞形はなかったと述べているが、誤りである)。トマス・アキナスにもこの意味での使用例が見られるが (「不信者たちの祭儀は容認されるべきか」、『神学大全』(稲垣良典訳), 15, 創文社, 1982年, 239頁), 使用例は非常に少なく、特に俗人にほとんど知られなかった。また異端に対して用いられることもなかった。近世の宗教的用法は中世とは断絶したものであり, *tolérer* や *tolérance* が宗教に一般的に用いられるようになるのは、近世の宗教改革との関連においてである (Huseman, *op.cit.*)。
- (32) A.J.Greimas et T.M.Keane, *Dictionnaire du moyen français, la Renaissance*, Paris, Larousse, 1992, p.626. ゴドフロワは15世紀後半の用例を、ユゲはモンテーニュの『エッセ』やカルヴァンの『キリスト教綱要』の用例を挙げている (F.Godefroy, *Dictionnaire de l'Ancienne langue française et de tous ses dialectes du IXe au XVe siècle*, rep., Liechtenstein et N.Y., 1961, (version originale, Paris, 1881-1902), t. X, p.774; «tolérance», E.Huguet, *Dictionnaire de la Langue française du seizième siècle*, Paris, 1926-1967, 7 vol., t.VII, pp.258-259) また、16世紀後半にはイングランド (トランス) (tolerance), オランダ (トランス) (tolerantie), ドイツ (トランス) など他のヨーロッパ諸国でもラテン語からの派生語が現れた。
- (33) ナント王令など宗教戦争期の平和王令に用例がないことを挙げる研究者もいるが (ドリュモー, ヒューズマン), 本来法文に載るような性格のものではないと考えられる。
- (34) Greimas et Keane, *op.cit.*, p.626. ラテン語でも類似の用法が存在したが、一般的ではなかった。前々注参照。
- (35) Huseman, *op.cit.*, 1984.
- (36) ユゲは16世紀初頭の詩人ルメール・ド・ベルジュの用例から、トランスを「徳」と定義しているが、この用法が定着したとは考えにくい (Huguet, *op.cit.*, «tolérance»)。エチエンヌは *endurer*, *suffrir* などと並んで、徳である *patience* を類似語として挙げているが、後の諸辞典ではこの語は現れていない (Estienne, *latinogallicum.*, pp. 721 et 1317)。
- (37) ただし *endurer* の使用頻度は *tolérer*, *souffrir* に対し、多少低かった。
- (38) ボダンの仏訳に *suffrir* の用例があるが、これはユダヤ教の禁則を示したもの (Bodin, *op.cit.*, français, p.562)。原著では *fero* (Bodin, *op.cit.*, latin, p.354)。ロピタルの *tolérer* の用例 (一度) は、妻の不貞に関する中世教会法的用法である (l'Hopital, *op.cit.*, t. I, p.453)。カステリオンは『異端論』の自筆部で4度 *endurer* を用いているが、ヒューズマンの説と矛盾しない (Castellion, *op.cit.*, 1913, pp.6, 14, 176, 182)。また『異端の不処罰について』でも *endurer*, *souffrir*, *supporter* (計14回), *tolérable*, *intolérable* (各1回) は異端を対象として用いられていない (Castellion, *op.cit.*, 1971)。